

「工事写真」は適正枚数を情報共有システムで提出してください

## 工事写真は 原則情報共有システムを利用して提出してください

電子媒体（CD-R 等）での提出は原則 NG

〔 今年度改定する「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」から、  
原則情報共有システムを利用し、電子成果品の電子媒体による提出を行わないこととします。 〕

〔 情報共有システム登録イメージ 〕



適正枚数の「撮影」・「提出」で生産性向上！

- 提出が必要なのは「撮影頻度」写真（「提出頻度」写真を含む）のみです。「撮影頻度」写真は情報共有システムに登録します。
- 「撮影頻度」以外の写真は情報共有システム登録不可ですが、施工管理用、検査時説明用として撮影、準備するのは問題ありません。
- 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めてください。

### ～～ 撮影頻度写真とは ～～

区分	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚
施工状況	工事 施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜
	仮設 （指定 仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚

写真管理基準（広島県）撮影箇所一覧表より抜粋

「提出頻度写真」と「代表写真※」は写真管理ファイル（PHOTO.XML）の「写真区分」「工種」「種別」「細別」の入力が必要な写真のことを指します。

※代表写真：提出頻度写真のうち、工事の全体概要や、当該工事で重要となる写真

「代表箇所」：当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいいます。

「適宜」：設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいいます。

「不要」：デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいいます。

－ 参考 －

写真管理基準（広島県）

デジタル写真管理情報基準（広島県）

電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（広島県）